



今月の視点

572号

## 「一括・駆け込み贈与・本年はどうなる!？」 ～大增税時代に向け、早めに着手しよう!～

令和5年度の税制大綱が昨年12月16日に発表されました。趣旨は、「成長と分配の好循環の実現」、「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」が基本的な柱です。後者は、かねてより相続税と贈与税のあり方につき提言がなされていました。

相続時精算課税制度、暦年課税制度の本来あるべき姿に近づけるための見直しなど、不公平感のふっしょくに努めるなどです。

そして、世代間の資産移転の時期の選択と中立的な税制度の確立に向けて本格的な検討を進めると、ともに、その具体的な方向性が示されています。

一つ目に、法定相続人が被相続人から生前に贈与によって取得した財産につき、被相続人から生前の相続財産に加えるものとした取得期間が、相続開始前3年以内が7年間に延長されています。

このことは、連続して生前贈与による相続人の租税負担の軽減を防止するため、一般にもアピールするためでもあります。

諸外国におけるこれらの税制度においては、フランスが15年、ドイツが10年となっていることが前提だと思われます。

しかしながら、4年あるいは7年間など延長された期間内に受贈した金額の一定額(100万円)については、相続財産に加算されなくなっています。

本来の「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の確立のために、というならば、生前贈与の加算期間は、本来ならば一生涯といえるのではないのでしょうか。

でも、実務上の立証可能性・実効性などを考えれば短くなくても理解できます。

実務では、相続税の調査の現地確認においては、相続発生時から2年程度で行われるとすれば10年ではなく、7年程度と推定されます。

銀行等金融機関の口座記録の保存期間が10年間(延長すれば、システム対応のための実現性は容易ではない)であること、などを考えると7年間で適切と推定されます。

でも、孫(代襲相続以外)への生前贈与は引き続き加算の対象外であることは今後の検討課題としてのテーマであると思われます。

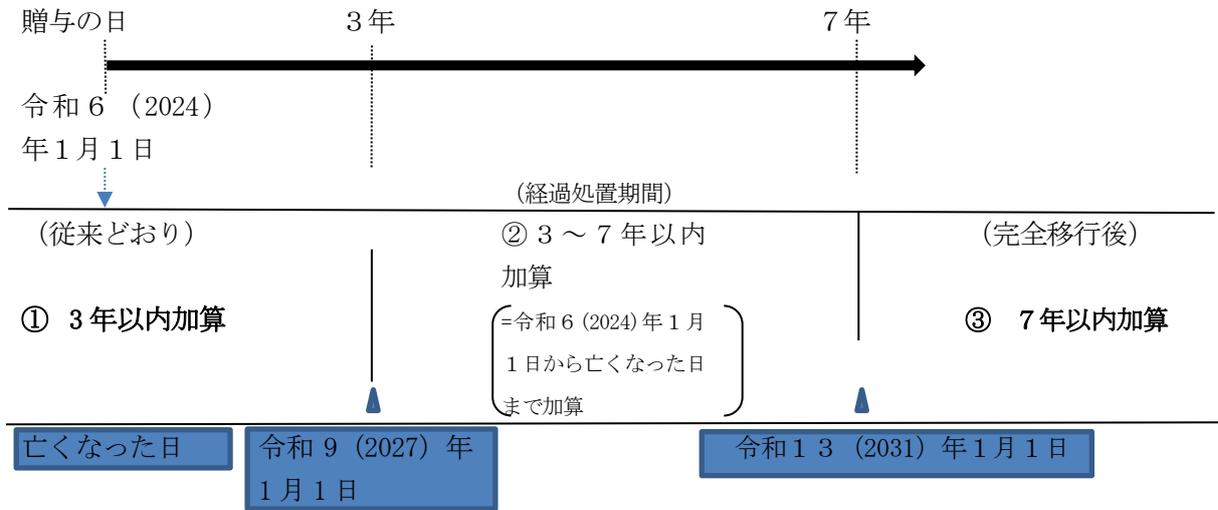
高齢・傷害年金のご相談を受付けています。

社会保険労務士

産業カウンセラー こすが はつこ  
小菅 初子

当事務所まで TEL または FAX をお待ちしております。

A 相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置



① の例	令和8 (2026) 年7月1日死亡	令和5 (2023) 年7月1日以降贈与加算	=3年間
② の例	令和10 (2028) 年7月1日死亡	令和6 (2024) 年7月1日以降贈与加算	=4年間
③ の例	令和13 (2031) 年7月1日死亡	令和6 (2024) 年7月1日以降贈与加算	=7年間

B 相続時精算課税で受けた贈与は暦年課税の基礎控除とは別に、毎年110万円まで課税しないこととする。

二つ目として、相続時精算課税制度の更なる活用者を増やすため、年110万円の申告不要の非課税制度を設ける。そしてそれは、相続時の課税価格への加算も不要です。

C 一括贈与非課税制度

	教育資金	結婚・子育て	住宅取得
期限	令和8 (2026) 年3月末	令和7 (2025) 年3月末	令和5 (2023) 年12月末
非課税枠	1,500万円 (習い事など500万円)	1,000万円 (うち結婚300万円)	・省エネなどの住宅1,000万円 ・その他の住宅500万円
受贈者	・0~29歳の子、孫 ・合計所得1,000万円以下	・18~49歳の子、孫 ・合計所得1,000万円以下	・18歳以上の子、孫
贈与税が生じる例と税率	・手続上限を超えたとき、使い残しがあると課税 ・残高に一般税率を適用		—
相続発生時の使い残しの扱い	・受託者が23歳以上なら相続財産に加算(学生除く) ・相続財産が5億円超なら年齢問わず加算	・相続財産に加算	—

※ 三つ目として、教育資金贈与、結婚・子育て資金贈与は廃止されませんでした。前者は3年間、後者は2年間延長です。

※ 教育資金などはその都度の贈与でも、生活費の一環だから非課税です。

でも、親や祖父母は今後必要な資金をまとめて渡すことで子供などの家計を支援でき、その上一定規模の資産を相続から減らす効果があることが大きいと思います。

それと、使い残しがあると残高に贈与税がかかり、税率は特別税率でなく、一般税率となる点も注意です。

住宅取得資金贈与の利用は、贈与の翌年の3月15日までに住宅購入などで使い切り、入居した上で申告することが大切です。申告制度であるため、「新築時期」は工事期間を考慮して早めに贈与しましょう。

年末の税制大綱は、一般的に理解しにくい、単純でない複雑な相続税・贈与税になったのかもしれませんが。これまでのように、「一回限り」「相続前後」でなく、生前贈与のあり方や二次相続・事業承継など多面的、中長期的な視野に入れることがより大切になってきました。

ご不明な点、ご意見など是非ともお寄せ下さい。

以上

みらい経営グループ代表 石川 光男

## 2月の税務と労務

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| ・ 12月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(2月 28日) |
| ・ 6月の決算法人の中間申告、納税       | 期限(2月 28日) |
| ・ 6月の決算法人の消費税の中間申告      | 期限(2月 28日) |
| ・ 1月分源泉所得税納付            | 期限(2月 10日) |

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

MAIL [ishikawa@ishikawakk.or.jp](mailto:ishikawa@ishikawakk.or.jp) HP <https://www.mirai-kg.com/>